

川崎市電車及び定期路線バスの車体 利用広告物の許可に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、川崎市屋外広告物条例施行規則(昭和47年川崎市規則第80号。以下「規則」という。)別表第2(第11条関係)広告物又は掲出物件の規格のほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において広告物とは、規則別表第2(第11条関係)第5項第6号の電車又は定期路線バスの外面を利用するもの(以下「車体利用広告物」という。)とする。

(市長の責務)

第3条 市長は、車体利用広告物を許可するにあたり、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害の防止について配慮するものとする。

(ガイドライン)

第4条 市長は、車体利用広告物が定着性のない特殊な広告媒体であるため、景観との調和や識別性、交通安全の確保及び市民への対応の観点から、川崎市車体利用広告物ガイドライン(以下「ガイドライン」という。)を策定するものとする。

(広告主等の責務)

第5条 広告主又は広告制作会社で、車体利用広告物を掲出しようとするときは、市長の示したガイドラインを遵守するものとする。

(交通事業者の責務)

第6条 交通事業者は、ガイドラインに基づき、自主審査基準を策定し、車体利用広告物自主審査結果連絡票(以下「別記様式」という。)を作成するものとする。

2 交通事業者は、ガイドラインに基づき、自主審査委員会を設置するものとする。

(許可申請)

第7条 交通事業者又は広告主等で、車体利用広告物の許可申請を行う者は、別記様式を市長に提出するものとする。

附 則

この要綱は、平成15年5月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成18年5月1日から施行する。